

神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、潜在保育士の復職促進を図るため、保育士として一定の期間勤務した者に神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金（以下「一時金」という。）を給付する事業を実施することに関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保育所等 次のアからカまでに掲げる施設のうち神戸市内に所在するものをいう。

ただし、市が設置する施設を除く。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）

エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）

オ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）

カ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、神戸市一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助等に関する要綱に定める長時間預かりを実施する施設

(2) 新卒保育士 保育士又は保育教諭としての勤務経験がなく、保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得してから1年未満の間に保育士・保育教諭等として保育所等に正規採用された者

(3) 潜在保育士 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者のうち、次のア、イのいずれかに該当するものをいう。

ア 本条第1項各号に掲げるいずれの施設においても保育士又は保育教諭としての勤務経験がない者であって、保育士又は保育教諭等として保育所等に正規採用された者。

ただし、新卒保育士を除く。

- イ 本条第1項各号に掲げるいずれかの施設において保育士又は保育教諭としての勤務経験がある者であって、当該施設を離職した後6月以上を経過してから保育士又は保育教諭等として保育所等に正規採用された者。

(一時金の種類)

第3条 一時金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新卒保育士等就労奨励一時金
 - ア 新卒保育士等1年勤務一時金
 - イ 新卒保育士等2年勤務一時金
- (2) 保育士定着一時金

(交付対象事業者)

第4条 前条各号の一時金の交付対象事業者は、保育所等を経営する者であって、次条に定める交付対象保育士を雇用する者とする。

(交付対象保育士)

第5条 新卒保育士等就労奨励一時金の交付対象保育士は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 新卒保育士もしくは潜在保育士であること。
- (2) 雇用契約上、その労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上と定められていること。
- (3) 4月1日を基準日として、基準日時点における勤続年数が2年未満であること。
- (4) 過去に本市の同一の種類の一時金の交付を受けていないこと。

2 保育士定着一時金の交付対象保育士は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 雇用契約上、その労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上と定められていること。
- (2) 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者で、保育所等において現に保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として勤務し、当該年度の4月1日時点の勤続年数が、保育士、保育教諭等としての正規採用日から起算して2年を超え、7年未満であること。
- (3) 過去に本市の同一の種類の一時金の交付を受けていた場合、当該一時金の交付後、離職して

いないこと。

(一時金の交付金額)

第6条 一時金の額は、一時金の種類ごとに、次のとおり定めるものとする。

(1) 新卒保育士等就労奨励一時金

ア 新卒保育士等1年勤務一時金 300,000円

イ 新卒保育士等2年勤務一時金 300,000円

(2) 保育士定着一時金 200,000円

(交付申請)

第7条 一時金の補助を受けようとする事業者は、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付申請書(様式第1号)に、市長が必要と認める書類を添付して、市長が指定する日までに、市長へ申請するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、交付することを決定したときは神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは神戸市保育人材の定着促進にかかる一時金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした事業者には通知するものとする。

(一時金の支給要件)

第9条 一時金は、一時金の種類に応じ、交付対象保育士が次の各号に定める要件を満たした場合に支給するものとする。

(1) 新卒保育士等就労奨励一時金

次に定める期間、同一事業者が運営する保育所等で勤務した場合に、それぞれ支給するものとする。

ア 新卒保育士等1年勤務一時金 1年

イ 新卒保育士等2年勤務一時金 2年

(2) 保育士定着一時金

4月1日を基準日として、基準日時点における勤続年数が2年を超え、7年未満である場合に支給する。

(交付請求)

第10条 第8条に定める交付決定を受けた事業者は、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付請求書（様式第4号）により市長へ一時金の交付請求を行なうものとする。

(一時金の交付)

第11条 市長は、前条に定める交付請求を受けたときは、30日以内に当該一時金を概算払いにより交付するものとする。

(一時金の使途)

第12条 一時金の交付を受けた事業者は、一時金の支給要件を満たした交付対象職員に対して、第3条、第6条に定める一時金を支給しなければならない。ただし、施設全体の保育士の定着に繋がると交付対象事業者が判断する場合、当該一時金の交付対象職員に10万円以上を支給し、残りの金額を交付対象保育士以外の正規雇用保育士等に配分することができる。この場合、配分の対象となる保育士等は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 当該一時金の交付対象職員と同一法人の保育所等に勤務する保育士又は保育教諭若しくは幼稚園教諭であること。（保育士とみなすことができる看護師を含む）
- (2) 当該一時金を配分することが漏職防止につながると事業者が判断する者であること

2 一時金の交付を受けた事業者は、当該一時金を交付対象職員へ支給を行った後、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金支給実績報告書（様式第5号）をもって市長へ報告しなければならない。

(交付対象職員および交付金額の確定)

第13条 新卒保育士等就労奨励一時金の交付を受けた事業者は、交付対象保育士が第9条第1号に定める一時金の支給要件を満たした場合、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付対象職員確定報告書（様式第6号）により、市長が指定する日までに報告をしなければならない。

2 市長は、事業者から前項の報告を受けた後、速やかに一時金の金額を確定しなければならない。金額の確定においては、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金金額確定通知書（様式第7号）をもって対象となる事業者へ通知を行なう。ただし、交付決定金額と確定報告の金額が同額である場合等、市長が上記の通知を不要だと認める場合においては、省略できるものとする。

(交付決定の取消し・変更および一時金の返還)

第14条 市長は、第13条の規定により一時金の交付確定を行った場合において、既にその額を超える一時金を交付しているときは、その額の返還を求めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、一時金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成30年6月28日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

第2条 この要綱の施行に伴い、神戸市新卒保育士等就労奨励一時金交付要綱（平成29年11月16日施行）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

第3条 この要綱施行前に旧要綱の規定に基づいてした、交付申請及び交付決定その他の行為については、この要綱に相当する規定があるときは、この要綱の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則

第1条 この要綱は、平成30年11月13日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

第2条 この要綱施行前に、改正前の要綱の規定に基づいてした交付申請については、改正後の要綱の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

附 則

第1条 令和3年度及び令和4年度に限り、新卒保育士等1年勤務一時金を400,000円とする。

第2条 この要綱は、令和3年4月19日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

以下の対象者について	令和 年 月 日
・ 過去に、当該一時金を別法人で受給していないこと	施設名
・ 今後、当該一時金を別法人で受給できないこと	(代表者役職・氏名)
の2点を確認および説明した上で、同意を得たことを証明します。	

施設番号		
施設所在区		
施設名		
担当者名		
連絡先TEL		

1年目		
2年目		
3年目		
4年目		
5年目		
6年目		
7年目		
申請予定金額		

[illegible][illegible]

保育士等定着一時金交付対象者一覧表（3～7年目）

以下の対象者について	令和	年	月	日
・過去に、当該一時金を別法人で受給していないこと	施設名			
・今後、当該一時金を別法人で受給できないこと	(代表者役職・氏名)			
の2点を確認および説明した上で、同意を得たことを証明します。				

[illegible]

雇用証明書

①職員情報

氏名								
生年月日			年			月		日

②雇用に関する事項

配属施設名								
正規保育士等としての 法人採用年月日			年			月		日
現施設における 正規保育士等としての配属日			年			月		日
職種								
雇用形態								
所定労働時間	1日		時間	かつ	1ヵ月			日

③法人代表者署名

上記の職員が当法人の施設に勤務していることを証明します。

また、上記職員が社会保険に加入していることを併せて証明します。

証明年月日	令和		年			月		日
法人名								
法人代表者職名						印		
法人代表者氏名								

※法人の印を押印してください

[様式第 1 号]

令和 年 月 日

神戸市長様

[補助事業者]
住所
法人名
施設名

神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付要綱第 7 条に基づき、申請します。

申請金額 円

ただし、令和 年度神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金

<内訳>

	年次	申請人数	補助単価	補助額
新卒一時金	1 年目	人	300,000円	円
	2 年目	人	300,000円	円
定着一時金	3 年目	人	200,000円	円
	4 年目	人	200,000円	円
	5 年目	人	200,000円	円
	6 年目	人	200,000円	円
	7 年目	人	200,000円	円

<添付書類>

- (1) 一時金交付対象保育士一覧表 (様式第 1 号別紙 1)
- (2) 交付対象保育士の雇用契約書 (写)
- (3) 交付対象保育士の保育士登録証または幼稚園教諭免許状 (写)

[様式第4号]

令和 年 月 日

神戸市長様

[補助事業者]
住所
法人名

神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付請求書

標題の補助金について交付を受けたいので、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付要綱第10条に基づき、請求します。

請求金額 円

ただし、令和 年度神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金

(補助金の振込先の口座情報)

銀行		支店
預金種目		
口座番号		
口座名義 (かで記入)		

令和 年度神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金 承諾書

神戸市長 宛

施設区分	
施設名	

先に送付のあった「神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金」の申請書等の審査結果を確認しました。この審査結果に基づき当該補助金の交付が行われることを承諾します。

承諾日	
-----	--

住 所	
法人名	
施設名	
代表者氏名	

担当者氏名	
T E L	



〔様式第 2 号〕

(公 印 省 略)
神 戸 振 第 号
令和 年 月 日

«法人名»

«施設名»

設置者・園長 様

神 戸 市 長

神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金については、次のとおり交付することとしたので、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

交付決定額 «金額合計» 円

ただし、令和 年度神戸市新卒保育士等就労奨励一時金及び保育士定着一時金として

- ※ 上記の補助金は、対象職員へ一時金を給付するための資金に充当すること。
- ※ 申請人数と査定人数が異なる場合があります。
- ※ 神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付要綱第 1 4 条に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

〔様式第5号〕

（あて先）神戸市長

住 所	
法人名称	
施設名	
代表者氏名	

神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金支給実績報告書

神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付要綱第12条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

（１）補助事業の名称	神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金
（２）執行金額	0円
（３）実施年度	年度
（４）職員に一時金の支給を行った日	

（１）一時金支給実績一覧表（様式第5号別紙1各種、別紙2）

※配分実績がある場合は、別紙2に、そのすべての施設における支給実績をご記入ください。

（２）交付対象保育士の一時金支給月の給与明細書（写）

※交付対象保育士以外の保育士に配分した場合は、配分対象保育士の一時金配分月の給与明細書（写）も必要です。

（３）交付対象経費の振込を行ったことを証明する書類

※振込照会書や通帳のコピー、領収書など形式は問いません。別添様式5別紙3の領収書を使っていただいても構いません。

施設名： _____

新卒保育士等就労奨励一時金支給実績一覧表（1・2年目）

1 年勤務一時金支給実績						
No.	氏名	交付金額※1		支給金額※2		勤続年数
1			円		円	1年
2			円		円	1年
3			円		円	1年
4			円		円	1年
5			円		円	1年
6			円		円	1年
7			円		円	1年
8			円		円	1年
9			円		円	1年
10			円		円	1年
	合 計	0	円	0	円	

2 年勤務一時金支給実績						
No.	氏名	交付金額※1		支給金額※2		勤続年数
1			円		円	2年
2			円		円	2年
3			円		円	2年
4			円		円	2年
5			円		円	2年
6			円		円	2年
7			円		円	2年
8			円		円	2年
9			円		円	2年
10			円		円	2年
	合計	0	円	0	円	

※こちらには、交付対象保育士等のみ記載してください。

※同一施設内又は同一法人内で、交付対象外の保育士等に分配を行った場合は、別紙2に分配実績を記入してください。

※1：神戸市から交付された補助額 ※2：実際に職員に支給した金額

分配金額	0	円
------	---	---

施設名： _____

保育士定着一時金支給実績一覧表（3～7年目）

定着一時金支給実績							
No.	氏名	交付金額		支給金額		勤続年数	
1			円		円		年
2			円		円		年
3			円		円		年
4			円		円		年
5			円		円		年
6			円		円		年
7			円		円		年
8			円		円		年
9			円		円		年
10			円		円		年
11			円		円		年
12			円		円		年
13			円		円		年
14			円		円		年
15			円		円		年
16			円		円		年
17			円		円		年
18			円		円		年
19			円		円		年
20			円		円		年
	合計	0	円	0	円		

※こちらには、交付対象保育士等のみ記載してください。

※同一施設内又は同一法人内で、交付対象外の保育士等に分配を行った場合は、別紙2に分配実績を記入してください。

※1：神戸市から交付された補助額 ※2：実際に職員に支給した金額

分配金額	0	円
------	---	---

施設名： _____

下記のすべての職員は、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金の配分対象として、適切な職員であることを証明します。なお、下記の職員に神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付要綱第12条の要件に該当しない者がいた場合は、神戸市からの当該一時金の返還請求に応じます。

住 所	
法人名称	
代表者氏名	チェック欄 ☐

一時金支給実績一覧表（配分対象者）

一時金配分職員一覧						
No.	氏名	配分金額		所属施設	勤続年数	
1			円			年
2			円			年
3			円			年
4			円			年
5			円			年
6			円			年
7			円			年
8			円			年
9			円			年
10			円			年
11			円			年
12			円			年
13			円			年
14			円			年
15			円			年
	合 計	0	円			年

配分に用いることが可能な金額	0円	適正
----------------	----	----

※上記の金額が、別紙1-①、②の配分金額の合計と一致しない場合、“不適正”となります。
その場合は、再度配分金額を見直してください。

〔様式第 6 号〕

令和 年 月 日

神戸市長様

住 所	
法人名称	
施設名	

神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付対象職員確定報告書
(1 ・ 2 年目)

本補助事業について、新卒保育士等就労奨励一時金の交付対象となる職員が確定したので、
神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付要綱第13条の規定により、
次のとおり報告します。

1. 交付対象職員

一時金種目	一時金単価	確定人数	申請人数
新卒保育士1年勤務一時金	300,000円		
新卒保育士2年勤務一時金	300,000円		
合計		0人	0人

〈添付書類〉

・ 一時金交付対象保育士一覧表 (様式第 6 号 別紙 1)

担当者名	
連絡先	

新卒保育士等就労奨励一時金交付対象保育士一覧表

令和 年 月 日

以下の保育士等が、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付要綱第9条第1号に定める期間の勤務を満了したことを証明します。

法人名称	
施設名	

[illegible]